

1

指導要録様式及び記載すべき  
事項等

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者  
である児童に対する教育を行う特別支援学校

## 小学部児童指導要録

[視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校]

小学部児童指導要録

様式1 (学籍に関する記録)

区分 \ 学年	1	2	3	4	5	6
学 級						
整理番号						

学 籍 の 記 録						
児 童	ふりがな		性 別	入学・編入学等	令和 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学	
	氏 名					
	生年月日	年 月 日生		転 入 学	令和 年 月 日 第 学年転入学	
	現住所					
保 護 者	ふりがな		氏 名	転学・退学等	(令和 年 月 日) 令和 年 月 日	
	現住所					
	卒業		卒業	令和 年 月 日		
入学前の経歴			進 学 先			
学 校 名 及 所 在 地 (分校名・所在地) (分教室名・所在地)						
年 度	令和 年度		令和 年度		令和 年度	
区分 \ 学年	1		2		3	
校長氏名印						
学級担任者 氏 名 印						
年 度	令和 年度		令和 年度		令和 年度	
区分 \ 学年	4		5		6	
校長氏名印						
学級担任者 氏 名 印						



様式2 (指導に関する記録)

学年	学級	整理番号	児童氏名	学校名

各教科の学習の記録					入学時の障害の状態			
教科	I 観点別学習状況			II 評定				
国語	知識・技能				特別の教科道徳 学習状況及び道徳性に係る成長の様子			
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
社会	知識・技能				外国語活動の記録 観点 評価 知識・技能 思考・判断・表現 主体的に学習に取り組む態度			
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
算数	知識・技能				総合的な学習の時間の記録 学習活動 観点 評価			
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
理科	知識・技能				特別活動の記録 内容 観点 評価 学級活動 児童会活動 クラブ活動 学校行事			
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
生活	知識・技能				自立活動の記録			
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
音楽	知識・技能				行動の記録 項目 評価 項目 評価 基本的な生活習慣 思いやり・協力 健康・体力の向上 生命尊重・自然愛護 自主・自律 勤労・奉仕 責任感 公正・公平 創意工夫 公共心・公德心			
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
図画工作	知識・技能				出欠の記録 授業日数 出席停止・忌引き等の日数 出席しなければならぬ日数 欠席日数 出席日数			
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
家庭	知識・技能				総合所見及び指導上参考となる諸事項			
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
体育	知識・技能				備考			
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							
外国語	知識・技能				備考			
	思考・判断・表現							
	主体的に学習に取り組む態度							



## 小学部児童指導要録に記載する事項等

### I 学籍に関する記録（様式1）

原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じたときに記入する。

#### 1 学級、整理番号

児童の毎学年の所属学級と整理番号を記入する。整理番号は、学校の実情に応じて適切に付ける。

#### 2 児童の氏名、性別、生年月日及び現住所

学齢簿に記載されているとおりに記入する。

#### 3 保護者の氏名及び現住所

##### (1) 「氏名」について

学齢簿に記載された児童に対して親権を行う者を記入する。親権を行なう者がいないときには、後見人を記入する。

##### (2) 「現住所」について

学齢簿に基づいて記入する。ただし、児童の現住所と同一の場合には、「児童の欄に同じ」と略記する。

#### 4 入学前の経歴

小学部に入学するまでの教育又は保育関係の略歴（園等の名称及び在籍期間）を記入する。例えば、「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで〇〇県立〇〇学校幼稚部在学、〇〇〇〇幼稚園（認定こども園〇〇園）在園、〇〇保育所在所」というように記入する。

なお、外国において受けた教育の実情なども記入する。

#### 5 入学・編入学等

##### (1) 入学

児童が第1学年に入学した年月日を記入する。この年月日は、都道府県教育委員会が通知した入学期日を記入する。なお、期日に遅れて出校した場合にも、指定の入学期日を記入する。

入学の場合には、「第 学年編入学」の文字を一本線（黒）で削除する。

他の学校に入学した者が第1学年の中途に転入学した場合は、この欄に記入しないで「転入学」の欄に記入する。

## (2) 編入学等

第1学年の中途又は第2学年以上の学年に、在外教育施設や外国にある学校等から編入学した場合、又は就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合について、その年月日、学年及び事由等を記入する。

編入学の場合には、「第1学年 入学」の文字を一本線（黒）で削除する。

## 6 転入学

他の特別支援学校の小学部又は小学校から転入学してきた児童について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入する。

在外教育施設や外国にある学校等からの編入学の場合などは、この欄に記入しないで「入学・編入学等」の欄に、編入学の場合として記入する。

## 7 転学・退学等

### (1) 転学について

他の特別支援学校の小学部又は小学校に転学する場合には、そのために学校を去った年月日※をこの欄の上部（ ）内に記入した上で、下部に転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日を記入し、下の余白にその転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入する。

※「学校を去った年月日」とは、その学校に最後に登校した日のことである。学校に最後に別れを告げに来ただけのような場合でも、その日を記入する。

### (2) 退学について

在外教育施設や外国の学校等に入るために退学する場合又は学齢（満15歳に達した日の属する学年の終わり）を超過している児童が退学する場合には、校長が退学を認めた日を下部の年月日欄に記入し、下の余白にその事由等を記入する。

なお、療養に専念するなどのため就学義務の猶予・免除される場合又は児童の居所が1年以上不明である場合は、在学しない者として取り扱い、在学しない者と認めた年月日を上部（ ）内に記入し、下の余白にその事由等を記入する。

### (3) その他

児童が死亡した場合は、除籍年月日を上部（ ）内に記入し、下の余白にその事由等を記入する。

## 8 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。



## 9 進学先

進学先の学校名及び所在地を記入する。

## 10 学校名及び所在地

学校名及び所在地を記入する。分校の場合は、本校名及び所在地のほか、分校名及び所在地を記入する。分教室は分校と同じ要領で記入する。

## 11 校長氏名印、学級担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、学級担任者の氏名を記入する。同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。

学年末又は児童の転学・退学の際は、記入について責任を有する校長及び学級担任が押印する。

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名を行うことで替えることも可能である。

## II 指導に関する記録（様式2）

特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部における指導に関する記録については、各教科の学習の記録（観点別学習状況及び評定）、道徳科の記録、外国語活動の記録、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、自立活動の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに記入するほか、入学時の障害の状態について記入する。

特別支援学校小学部に在籍する児童については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。

### 1 各教科の学習の記録

「I 観点別学習状況」及び「II 評定」について記入する。

なお、学校教育法施行規則第126条第1項のうち当該学年において取り扱わない教科については、「I 観点別学習状況」及び「II 評定」の欄に斜線を引く。

#### (1) 「I 観点別学習状況」について

小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）（以下、「小学校学習指導要領等」という。）に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を観点ごとに評価し、A、B、Cの記号により記入する。この場合、「十分満足できる」状況と判断されるものをA、「おおむね満足できる」状況と判断されるものをB、「努力を要する」状況と判断されるものをCとする。

また、各教科の評価の観点及びその趣旨並びにそれらを学年別に示したものは、93～114ページのとおりである。

## (2) 「Ⅱ評定」について

第3学年以上の各学年の各教科の学習の状況について、小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を総括的に評価し記入する。

各教科の評定は、小学校学習指導要領等に示す各教科の目標に照らして、その実現状況を3段階で表し、3、2、1の表示により記入する。その表示は、「十分満足できる」状況と判断されるものを3、「おおむね満足できる」状況と判断されるものを2、「努力を要する」状況と判断されるものを1とする。

評定に当たっては、評定は各教科の学習の状況を総括的に評価するものであり、「(1) 観点別学習状況」において掲げられた観点は、分析的な評価を行うものとして、各教科の評定を行う場合において基本的な要素となるものであることに十分留意する。その際、評定の適切な決定等については、各学校において定める。

なお、第1学年及び第2学年については、斜線を引く。

### 【当該学年より前の各学年の目標及び内容に替えた場合】

各教科の目標及び内容の一部を当該学年より前の各学年の目標及び内容に替えた場合の評定については、当該学年の目標に照らして、その実施状況を総括的に評価し記入する。

各教科の目標及び内容の全部を当該学年より前の各学年の目標及び内容に替えた場合の評定については、替えて実施した前の学年の目標に照らして、その実施状況を総括的に評価し記入する。

その際、何年生の目標及び内容に替えたのかを明らかにするために、評定の下に「※○学校第○学年」というように記入する。

## 2 特別の教科 道徳

道徳科の評価については、学習活動における児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。

具体的には以下の(1)から(4)までに留意し、学習活動における児童の「学習状況や道徳性に係る成長の様子」を、観点別評価ではなく個人内評価として丁寧に見取り、記述で表現する。

- (1) 児童の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目標とする道徳科の評定としては、育むべき資質・能力を観点別に分節し、学習状況を分析的に捉えることは妥当ではないこと。
- (2) このため、道徳科については、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己(人間として)

の生き方についての考えを深める」という学習活動における児童の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童が学習の見通しをもって振り返る場面を適切に設定しつつ見取ることが求められること。

- (3) 他の児童との比較による評価ではなく、児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと。
- (4) 個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること。その際、道徳科の趣旨を踏まえ、特に、学習活動において児童がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが求められること。

### 3 外国語活動の記録

外国語活動については、評価の観点に照らして、児童の学習状況に顕著な事項がある場合にその特徴（児童のよい点、学習に対する意欲や態度、進歩の状況など）を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

なお、第3学年及び第4学年以外の学年については、斜線を引く。

### 4 総合的な学習の時間の記録

総合的な学習の時間の記録については、この時間に行った学習活動及び各学校が自ら定めた評価の観点を記入した上で、それらの観点のうち、児童の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、児童にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

#### (1) 「学習活動」について

当該学年で実施した学習活動を記入する。目標の実現に向けて児童が探究的な学習に取り組む課題については、学校の実態に応じて、

例えば

- ・国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題
- ・地域の人々の暮らし、伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題
- ・児童の興味・関心に基づく課題

などを設定する。

活動名をどのように表現するかについても各学校に任されているが、活動の内容が一般的に理解できる表現で記入する。

#### (2) 「観点」について

評価の観点については、小学校学習指導要領等に示す総合的な学習の時間の目標を踏まえ、各学校において具体的に定めた目標、内容に基づいて、122ページを参考に定める。

### (3) 「評価」について

観点ごとの分析的な評価をもとに学習状況の特徴や進歩の状況、身に付けた力などを総括的に記述する。

## 5 特別活動の記録

特別活動の記録については、次のことに留意し、各学校が自ら定めた特別活動全体に係る評価の観点を記入した上で、評価を記入する。

### (1) 「観点」について

評価の観点については、小学校学習指導要領等に示す特別活動の目標を踏まえ、各学校において123ページを参考に定める。その際、特別活動の特質や学校として重点化した内容を踏まえ、例えば、以下①から③のような具体的な観点を設定することが考えられる。記入に当たっては、特別活動の学習が学校や学級における集団活動や生活を対象に行われるという特質に留意する。

#### ① 評価の観点及びその趣旨をもとにした例

- ・よりよい生活を築くための知識・技能
- ・集団や社会の形成者としての思考・判断・表現
- ・主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度

#### ② 特別活動における資質・能力の視点（「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」）をもとに重点化を図った例

- ・集団や社会に参画するための知識・技能
- ・協働してよりよい生活や人間関係を築くための思考・判断・表現
- ・主体的に目標を立てて共によりよく生きようとする態度

#### ③ 社会参画に重点化を図った例

- ・多様な他者と協働するために必要な知識・技能
- ・集団や社会をよりよくするための思考・判断・表現
- ・主体的に集団活動や生活をよりよくしようとする態度

### (2) 「評価」について

各活動・学校行事ごとに、評価の観点に照らして「十分満足できる活動の状況にある」と判断される場合には、○印を記入する。

なお、クラブ活動を実施しない学年については、斜線を引く。

## 6 自立活動の記録

自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を端的に記入する。

- ① 指導の目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を

行った場合、その検査結果に関すること

## 7 行動の記録

行動の記録については、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動やその他学校生活全体にわたって認められる児童の行動について、各項目の趣旨に照らして「十分満足できる状況にある」と判断される場合に、○印を記入する。各項目及びその趣旨は、124～125ページのとおりである。

また、各学校においては、自校の教育目標に沿って項目を追加することができる。その場合は、下部の空欄に項目を追加して記入する。

## 8 総合所見及び指導上参考となる諸事項

総合所見及び指導上参考となる諸事項については、児童の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述する。特に④のうち、児童の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。

- ① 各教科や外国語活動、総合的な学習の時間の学習に関する所見
- ② 特別活動に関する事実及び所見
- ③ 行動に関する所見
- ④ 児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、知能や学力について標準化された検査の結果等指導上参考となる諸事項
- ⑤ 児童の成長の状況にかかわる総合的な所見
- ⑥ 交流及び共同学習を実施している児童については、その相手先の学校名や学級名、実施期間、実施した内容や成果等

記入に際しては、児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げることに留意する。ただし、児童の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。

## 9 入学時の障害の状態

入学時における障害の種類及び程度等について、調査票等に記載されている病名、起因疾患や障害の状態等を、箇条書きで端的に記入する。

## 10 出欠の記録

以下の事項を記入する。

### (1) 授業日数

児童の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業

を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての児童につき同日数である。ただし、教員を派遣して教育を行なった児童については、当該児童に対して授業を実施した総日数を記入する。

また、転学又は退学等をした児童については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした児童については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

なお、授業とは学校において編成した教育課程を実施することであるから、例えば、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間における児童の出校日等は、それが教育課程として実施されたものでない限りは授業日とはみなさない。

## (2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

## (3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

## (4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。

## (5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、出席の取扱いについては、以下の①から③までに留意する。

- ① 学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては出席扱いとすることができる。
- ② 平成30年9月20日付け30文科初第837号「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」に沿って、病院や自宅等で療養中の在

籍する病気療養児に対し、受信側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せずに同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、出席扱いとすることができる。その際、出席日数の内数として出席扱いとした日数を記入する。

- ③ 令和元年10月25日付け元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」に沿って、不登校児童が学校外の公的機関や民間の相談・指導施設において相談・助言を受けるとき、又は自宅において、教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童の自立を助けるうえで有効・適切であると校長が判断する場合には、出席扱いとすることができる。その際、出席日数の内数として出席扱いとした日数を記入する。

#### (6) 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況、その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

また、病気療養児で、(5)②に該当する場合には、病気療養中の授業配信によることを記入する。不登校児童で(5)③に該当する場合には、児童が通所又は入所した学校外の施設名を記入する。

